一般質問

12月定例会では９名の議員が一般質問を行いました。一般質問は、現在市が抱えている重要な課題について市長などにただすもので、ここではその一部を掲載しました。このほかにも下の表のとおり質問を行いましたが、紙面の都合で省略しました。詳しくは２月中旬発行予定の本会議録を図書館等でご覧ください。

野村	修平…	○防災について（風水害対策について、河川整備、避難施設、土砂災害防止法、高潮対策）
本田	達也…	○ミニバスについて○川喜多邸基金について○青少年育成事業について○労働費全般について○市長の政治姿勢について
伊東	正博…	○鎌倉のまちづくり、人づくり（世界遺産リスト登載について、斜面緑地の開発について、再就職先あっせん問題が残した諸課題）
小田嶋敏浩…		○大船駅周辺のまちづくり（放置自転車等にかかる諸問題について、エスカレーター・エレベーター設置について、障害者に優しい、安全なまちづくり）○バス交通等の問題について
赤松	正博…	○マンション建設に係る諸問題と斜面開発について○市長の政治姿勢について
松中	健治…	○保育の充実について○鎌倉のイメージ（都市像）と外国人観光客の受入れ対応
岡田	利則…	○ＪＲ大船駅を中心とする周辺のまちづくり
児島	晃…	○ごみ問題について
伊藤	玲子…	○教育行政の諸問題について○行財政改革の推進について

勧奨退職者再就職あっせん
問題解決に向け対応をただす

議会では、昨年の六月定例会及び九月定例会の一般質問で、市が実施する勧奨退職職員の外郭団体への再就職あっせんについて取り上げました。また、九月定例会の最終本会議において鎌倉市勧奨等退職職員の再就職のあっせんに関する要領及びその運用の妥当性などについて、地方自治法第九十八条第二項に基づく監査請求を行いました。今定例会初日の本会議において監査結果報告書が配付され、その内容は、再就職あっせん制度自体に違法・不当とする点はなかったものの、その実施に当たって適切を欠いた点があった。再就職あっせん制度については、あらかじめ議会に対して説明を行い、理解を求めるべきであったとしました。監査委員は、同日付けで市長に対し、運用の見直し、関係三団体、職員に対する救済措置を講ずること、などとする意見を送付しました。このような質問を行いました。

質問…市長は六月定例会で、法的な問題や適正な手続きなどを検討して、改めて九月定例会に関連の予算を提案せず、一般質問の中で勧奨退職制度の問題点と手続き上の誤りがあったことを答弁したが、これで決着したという考えか。

人事部長…退職時の給料を保証する属人的制度であったこと、各団体が自主的に決定すべきであったことなど。

質問…平成十三年四月一日までに適切な制度に変える努力をして、その間をつなぐ方法は採れなかったのか。

市長…市が約束した財源の措置ができない状況の中で、各団体にも検討をお願いしたが、あっせんをした職員が九月末で退職する事態に至った。来年の四月からは、制度を適正なものに改めて、その制度に基づく予算措置をしていかなければならないと考えるが、つなぎの策も未だ、いい案を見い出していない。

質問…勧奨退職制度により退職してもらい、いわゆる雇用条件を提示して、再就職先をあっせんした。約束したのは市長であり、全うしようという努力をしたのか。

市長…約束を果たせなくなったことは申し訳なく思っている。各団体に対する財源の措置ができない中で、信義を守るべく、改めて再就職先のあっせんに最大限の努力をしていく。

質問…外郭団体の内、鎌倉市芸術文化振興財団の退職者はどうか。

企画部長…そのとおりである。

質問…監査結果報告書では自己都合での辞任となっているがどうか。

企画部長…財団に確認したが、雇用保険に係る内容に説明していなかった。財団として監査委員に改めて報告をする。重大な事実を説明していなかったことで、監査委員並びに議会におわびする。今後手続きに遺漏のないよう対処するとのことである。

質問…制度を適正なものに変えた上で四月一日以降、もう一度外郭団体に就職してもらう考えなのか。

市長…外郭団体も検討していくが別の就職先も探す努力をしていきたい。当面の再就職先も努力していく。

質問…勧奨退職制度自体の廃止は考えていないということか。

市長…制度そのものは事の刷新のためにも必要なことと考えている。制度の要領そのものは問題はないと考えるが、運用基準は廃止するつもりであり、既に凍結している。新年度以降も勧奨退職制度で再就職あっせんをしていくが退職者に属人的に給料などの保証がつくような制度ではやめる。

質問…この制度は勧奨退職者の退職時の本俸を保証し、あっせん先の外郭団体で給与が支払われるということを市が約束したものであり、その財源は市の補助金である。補正予算を提案しなければ履行義務違反ではないか。

人事部長…再就職のあっせんに当たって、財源は補正予算で対応するという口頭の約束をしたが、措置を講じることができなかった。関係団体に対する約束の履行義務を果たせず、関係者に多大な迷惑をかけてしまったと認識している。

質問…口頭の約束、これはまさに契約であり、契約不履行があったという認識を聞きたい。

市長…履行義務を果たしていないという認識はそのように考えている。

質問…民法上の責任を負っているということになるがどうか。

市長…口頭の約束ではあるが、契約の一種と考える。約束の履行義務を果たしていないのであるから責任が私の方にあるということはそのとおりである。どのように責任を果たすかはできる限り再就職のあっせんに努力していくことを考えている。

質問…契約ということであり、市長個人が負わなければならないと確認する。誠意をもって責任を全うしてもらいたい。市の制度、事務手続きの不備から起きた問題である。責任ある行政運営を強く要望する。

失われる斜面緑地
建築基準法の早期改正を

本市における斜面緑地の開発は、共同住宅については平成十年度以降、四件が建設され、四件が現在計画されています。また、戸建ての分譲地についても、平成十年度以降、完了したものが十一件、工事中のものが六件、現在計画中のものが三件に上っています。

今定例会では、斜面緑地が開発の危機に直面している現状を踏まえ、次のような質問を行いました。

質問…規制緩和という名目で、斜面緑地を利用して共同住宅が建設しやすくなるような建築基準法の改正が行われたと理解している。法改正の経過を聞きたい。

都市部長…平成六年には、良好な市街地環境の確保をしながらゆとりのある都市住宅の提供などを図るため、地下部分を床面積の合計の三分の一を限度に容積率への不算入とするほか、平成九年には、高齢化の進展に伴う共用施設の充実の必要性などに対応するため、共同住宅のロビーや廊下等の共用施設を容積率へ不算入とする改正などがされた。

質問…斜面地の場合、地下室とは言っても前面部分は開口されている。今まで二階までしか建てられなかった所でも三分の一が不算入であれば三階まで、建設が可能となる。

更に共同住宅の場合、共用部分が床面積の二割とすると、一・五×一・二で約一・八倍の規模が可能と考えるが、どうか。

都市部長…一・五倍になったものが、二割ぐらいの比率で共用部分があれば、当然そういう規模となる。

質問…事業者にとって、事業の採算性が向上したと理解する。次に、斜面地に建築物を建設するときの平均地盤面の設定方法を聞きたい。

都市部長…高低差が三㍍を超える場合は、その高低差二㍍以内ごとの平均の高さにおける水平面が平均地盤面となる。このとらえ方は、昭和二十五年の建築基準法制定時から同じである。

質問…二㍍の高低差ごとに平均地盤面を採っていくと、階段状に何階建てでも可能となると解してよいか。

都市部長…容積率の許容の範囲であれば、指摘のとおり斜面に張りつくような形で建築することは可能である。

質問…斜面に建てられている共同住宅や戸建て分譲地は計画中のものを含めて、都市計画法で定める第一種低層住居専用地域や神奈川県の風致地区条例に定める風致地区に該当しているものが見受けられるが、どうなのか。

都市部長…半数以上が第一種低層住居専用地域に、また、全体の三分の一弱くらいが風致地区に該当していると思う。

質問…第一種低層住居専用地域とは、どのような地域か説明して欲しい。

都市部長…良好な居住環境を有する低層住宅地の形成を図る地域である。

質問…斜面地において、平均地盤面からの高さが十㍍あるいは八㍍になっていれば、下から見ると何十㍍もの建物が第一種低層住居専用地域や風致地区に階段状に建設が可能と

斜面緑地に建築されたマンション（近隣市の例）

交通政策を問う
バリアフリーに向けて

平成十二年三月に鎌倉駅西口から桔梗山間と山のトロータリー間に、ミニバスによる路線が運行開始してからこれまでに約十五万人の方が利用しています。

今定例会では、ミニバス運行と平成十二年五月に公布された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下、交通バリアフリー法）について、次のような質問を行いました。

【ミニバスについて】

質問…ミニバス交通網による本市の交通不便地域の解消についての計画を聞きたい。

地区交通計画担当担当部長…本市のバス交通の利便性向上のための施策を盛り込んだ「鎌倉市オムニバスタウン計画（以下、計画）」に基づき、既に開通している鎌倉駅西口線以外に、現在腰越・津地区で運行を準備しているほか、城廻地区などの四カ所についても平成十五年度までに運行できるように努力したい。

質問…交通不便地域解消のためにこれから必要なのは、バスの小型化とタクシーの大型化と考える。ミニバスさえも入れない所では乗合タクシーが有効と考えるが、どうか。

地区交通計画担当担当部長…計画の中にも乗合タクシーを利用して解消を図ることとしている。現在、二階堂・浄明寺地区で実施できるかどうかの研究を始めたところである。

質問…高齢者に対しての乗合タクシーの無料乗車制度の導入について聞きたい。

市長…大変厳しい財政状況の中で難しいと思う。ただ、割引制度を導入して公共交通機関の利用に誘導することは、自動車交通の対策として有効であり、検討していきたい。

【交通バリアフリー法について】

質問…交通バリアフリー法の概要や市の役割と所管する部署について聞きたい。

企画部長…公共交通事業者に対して、高齢者や身体障害者等が駅などの施設内を移動するときの妨げとなる段差の解消や移動の安全性の向上のためのエレベーター設置などの義務や努力が掲げられている。また、市町村に対しては一日の利用者数が五千人以上などの旅客施設を中心とした地区を重点整備地区としてバリアフリー化するための基本構想を作成できるものとしている。なお、今時点では、どこの部署が所管するかは決まっていない。

質問…市は、鎌倉駅や大船駅の周辺を重点整備地区と位置付け、整備の概要や目標期などの基本構想を作成する考えを持っているのか。

企画部長…基本構想の策定を目標とし、交通事業者、警察、県などの協力や高齢者や障害を持つ方の参画など関係団体等との協議・調整を図っていきたい。

質問…第三次鎌倉市総合計画・後期実施計画にバリアフリー化への取り組みを具体的に位置付けるべきではないのか。

企画部長…交通バリアフリー法がめざしている内容は、従来本市が取り組んできた内容と一致する部分が多い。具体的な事業の推進について、後期実施計画に反映したい。

市民に喜ばれているミニバス

次期総合計画
全員協議会を開催
後期実施計画を報告

十二月二十七日の本会議終了後、議会全員協議会（以下、全協）を開催し、市長から「第三次鎌倉市総合計画後期実施計画」について報告を受けました。後期実施計画は平成八年度から十年間を計画期間とした基本計画のうち、平成十三年度から平成十七年度の五カ年を計画期間とし、基本計画で示された中長期目標や施策の方向を計画的・効果的に実施していくために必要な事業を明らかにするもの、予算編成及び事業実施の指針とするものです。「将来への財政負担の軽減や市民とのパートナーシップを基調とした効率的かつ効果的な計画」として市民ニーズ、計画の熟度や緊急・優先度の勘案、民間活力導入やPFI方式などを視野に入れた手法、情報通信技術（IT）の積極的活用などの視点に配慮するとし、社会経済情勢の動向や行財政プランの進捗状況などを踏まえ、三カ年をめどに見直しを行うとしています。報告の概要は次のとおりです。

【計画の重点施策】

担の軽減や市民とのパートナーシップを基調とした効率的かつ効果的な計画」として市民ニーズ、計画の熟度や緊急・優先度の勘案、民間活力導入やPFI方式などを視野に入れた手法、情報通信技術（IT）の積極的活用などの視点に配慮するとし、社会経済情勢の動向や行財政プランの進捗状況などを踏まえ、三カ年をめどに見直しを行うとしています。報告の概要は次のとおりです。

少子高齢化、低成長成熟社会の中で、環境自治体の創造をめざした住みよいまちづくりを進めるため、前期実施計画の七つの重点施策を引き継ぐ中、○少子高齢化対策の推進○環境の保全○都市機能の充実を特に重点的かつ政策的に対応する必要がある課題施策として積極的に取り組むとしています。

【財政収支の見通し】

財政収支の予測を行い、計画期間内の実施計画事業費は四百四十二億九千五百万円と推計また、事業に必要な一般財源と計画的に使うことのできる財源（計画自由財源）を比較すると計画期間五カ年で約九億四千の不足を生ずるとし、不足分は行財政運営の効率化に努めるとともに、財源の重点的・効率的な配分、特定財源の積極的な確保、事業手法の転換などを図り、計画した事業の実現をめざすとしています。

【後期実施計画の内容】

全協では後期実施計画の内容について「基本計画実現の基礎条件（人口・土地利用・行財政・環境）の基本方針を推進する基本的事業」「将来目標に基づく分野別事業の推進」「基本計画の推進に向けて」の柱に沿って説明が行われました。

【主な質疑の内容】

説明の後、計画策定に当たって、事業費の推計に関係機関や権利者、事業者等との調整が未確定な事業の事業費が含まれていないことに関連して、既に九億の不足が見込まれる中、広町、台峯保全などに必要な支出が盛り込まれていないことなどから財政との整合性についてただしたほか、市役所庁舎機能の検討の内容などについて質疑が行われました。

可決した意見書

議会は地方自治法第99条の規定に基づき地方公共団体の公益に関する事項について意見書を提出することができます。今定例会では以下の3件の意見書を12月27日に可決し、鎌倉市議会として同日付けで国会及び内閣総理大臣ほか関係省庁あて送付しました。

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しを求めることに関する意見書

競輪施行者は、自転車競技法に基づき競輪事業を実施することにより、地方財政健全化のための財源確保に努めるとともに、日本自転車振興会に対する交付金の支出を通じて、自転車等機械工業の振興や体育事業その他の公益増進に寄与してきたところである。

しかしながら、バブル経済崩壊以降、競輪を取り巻く環境は非常に厳しさを増し、レジャーの多様化や長引く景気の低迷などにより、売上高は年々減少を続けている。こうした中、競輪施行者は、車番投票制度の導入等ファン層の拡大や施設の改善等種々施策を講じ、売り上げ増加に懸命なる努力を重ねるとともに、開催経費の節約・合理化に努めてはいるものの、平成４年度から売り上げに占める割合が大きくなり、収益の悪化を招き、そのため、本事業の本来の使命である地方財政の健全化に寄与することが著しく困難な状況になっている。

よって、国におかれては、競輪施行者が収益を確保し、自転車競技法の目的の達成、とりわけ地方財政健全化に寄与できるよう、次の事項に早急に取り組み、その実現を図られるよう強く要望する。

1　日本自転車振興会に対する交付金制度のうち、１号交付金の使途については、自転車競技法制定時の趣旨に基づき、自転車産業の振興に限定し、機械産業関連の振興目的を撤廃すること。また、２号交付金が充てられている体育その他の公益事業については、地方自治・地方分権の趣旨からして、競輪施行者である地方自治体の責任のもとで、地域の特性や独自の計画に基づいて実施すべきであり、２号交付金の制度は廃止すること。
2　競輪施行者に対する緊急の救済措置として、収益金が存在しない場合や収益の一定額を確保するため、現在の売上高に見合う適正な区分及び比率に改正し、交付金の免除及び軽減する制度に改めること。

リバース・モーゲージ制度の確立を求めることに関する意見書

近年、ひとり暮らし老人や独居老人夫婦世帯が増加していることもあって、それらの高齢者が住んでいる住宅・土地等の資産を担保にして、高齢者の生活費や介護費等を金融機関や自治体から融資を受け、死亡後、担保となった住宅・土地等を売却して精算するというリバース・モーゲージ（逆住宅・土地ローン）制度が最近、注目を浴びている。

この制度は年金以外の収入がなく、十分な生活費や医療・介護等が得られず困窮している高齢者世帯や、現在以上の生活向上を望む高齢者世帯にとっては必要な制度と言える。高齢者が安心して老後の生活を送るための費用を得る手段の一つとして、我が国においても、さらに普及すべき制度である。我が国においては、既にこうした考えに立ったリバース・モーゲージ制度が武蔵野市を初めとして、現在まで17自治体において、金融機関と連携して実施されており、老後の生活の安定と向上に一定の役割を果たしている。

しかしながら、リバース・モーゲージ制度は、住宅・土地等の資産価値の劣化に伴う担保割れ、金利上昇及び長生きの三つのリスクが伴うことから、制度の普及が進んでいない現状にある。

一方、米国においては、1988年に連邦住宅庁による公的保険制度が、1989年には住宅都市開発省による住宅資産転換モーゲージ（ＨＥＣＭ）制度が確立され、融資機関や利用者のリスクをカバーする制度が整備され、多くの高齢者に対する融資実績を積んでいる。またフランスにおいても、長命のリスクを保証する保険制度が確立されている。

我が国においても、米国等の仕組み等を学びつつ、リスクを回避するための制度を創設し、高齢者が利用しやすいリバース・モーゲージ制度を早急に確立すべきである。

建築基準法の早期改正を求めることに関する意見書

鎌倉市の歴史的遺産にとどまらず、我が国にとっても歴史的、文化的に貴重な自然である稲村ガ崎から鎌倉山にかけての丘陵地域を初めとして、本市の斜面緑地が開発の危機に瀕している。

その最大の要因は、平成６年と平成９年の建築基準法の改正によって、住宅の用途に供する建築物の地下部分を床面積の合計の３分の１を限度として容積率に算入しないこととしたこと、共同住宅の共用の廊下または階段の用に供する部分を容積率に算入しないこととしたことにある。この法改正によって、建築物の高さ、階数を算定する際の地盤面の設定方法を用いて傾斜地に共同住宅を建設しようとすると、これまでより約1.8倍の規模のマンションが建設可能となり、事業者にとっては事業の採算性が著しく向上する結果となった。

良好な市街地環境を確保しながら、ゆとりある都市住宅の供給を図るという法改正の目的は、都市部の戸建て住宅に住む人に地下空間を利用できるようにするための規制緩和であって、その意味では合理的であると言える。しかし立法目的を逸脱して、第一種低層住居専用地域に何階もの大規模マンションが出現する現状に対しては早急に歯どめをかける必要があり、これを放置すれば後世に多大な禍根を残すことになる。

低層住居専用地域に建築する共同住宅については、地下部分の容積率緩和措置を適用しない、あるいは斜面地に建築される建築物の規制については地域特性を考慮して大幅にその制定権限を市町村に移譲するなど、建築基準法の早期改正を求めるものである。